

伊勢都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

変更理由書

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法第6条の2の規定に基づき、当該都市の発展の動向、当該区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、都道府県が、都市計画の基本的な方針を示すものとして定めるものである。

平成12年の都市計画法改正により、全ての都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を都市計画に定めることが規定され、当該区域においても、平成16年に策定し、その後、平成23年に改定している。

今回、現行「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の目標年次を迎え、その策定後の社会情勢の変化や新たな施策の方向性、制度改正等を踏まえ、平成28年度から平成30年度に実施した都市計画に関する基礎調査の結果を勘案し、都市の将来像について見直しを行い、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全を図るため、本案のとおり変更するものである。